平成２２年（フ）第８３２号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目54番地　プラウド東園田602号、営業所の所在地兵庫県尼崎市東園田町２丁目88―５
債務者　宝山興業こと　小原　幸和
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６４９号
横浜市青葉区市ケ尾町478番地４　第３興陽ビル102号室
債務者　前田　秋江
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿野　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４号
釧路市美原２丁目６番2105号　美原公営住宅Ｍ１
債務者　松崎奈津子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅地　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２５８号
福島市上野寺字江下５番地の８
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　喜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
山梨県富士吉田市下吉田1967番地の２
債務者　白須　　進
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
静岡県沼津市上香貫槙島町1279番地の２、前住所静岡県沼津市西島町４―27　アルカサール西島201
債務者　松原　信二
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　欣一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６６４０号
大阪市北区天満１丁目４番19―907号
債務者　永井　知美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　康洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５２１号
広島市東区二葉の里２丁目１番１―17―302号、申立時の住所広島市東区光町２丁目12番21―404号　槇田ビル
債務者　上田　正己
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８４号
広島市安芸区瀬野西３丁目３番25号
債務者　丸橋　由紀
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月22日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２号
熊本県玉名市高瀬258番地
債務者　前原　正純
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３６５号
函館市銭亀町210番地210
債務者　原子　和彦
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３８６号
北海道亀田郡七飯町字上軍川496番地
債務者　照井　洋一
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１３号
函館市宮前町９番13―301号
債務者　衣川　　伸
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４３７号
函館市山の手２丁目52番27号
債務者　三上　和男
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４３８号
函館市美原２丁目38番５号
債務者　竹内　智美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４４３号
函館市富岡町２丁目63番７号
債務者　小林　一郎
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４２号
岐阜県大垣市上面１丁目805番地１　シティハイツ上面103号、住民票上の住所岐阜県岐阜市柳津町上佐波１丁目６番地
債務者　棚橋美登里
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係